

地域づくり活動支援事業費補助金交付要綱

(平成28年3月15日 要綱第2号)

改正 平成29年3月22日 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸広域市町村圏事務組合補助金交付規則（平成2年規則第1号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、地域づくり活動支援事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助の目的)

第2条 安芸広域ふるさと市町村圏（以下「市町村圏」という。）の活力とうるおいのある地域社会の形成に資するため、組合を構成する市町村単独若しくは複数の市町村又は当該市町村で組織する実行委員会等（以下「補助事業者」という。）が行う地域づくり活動事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 組合を構成する市町村を基盤として活動している公共的団体又は営利を目的としない住民団体（以下「公共的団体等」という。）が行う地域づくり活動事業で、市町村圏の振興に寄与すると認められるものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助事業者等)

第3条 前条の補助事業者又は公共的団体等に対する補助対象経費、補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 同一事業実施主体の同一事業への継続支援は、原則として2年を限度とする。

3 第1項から前項までの規定にかかわらず、既存事業の拡充により補助対象事業を実施しようとするときは、当該既存事業の拡充部分に要する経費に限り、補助対象経費とする。

(事業計画書の提出)

第4条 補助事業者又は公共的団体等は、別に定める期日までに様式第1号による事業計画書を管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 内示を受けた補助事業者又は公共的団体等が補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号による補助金交付申請書を管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者又は公共的団体等に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者又は公共的団体等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第3号による補助事業遅延等報告書を管理者に提出し、その指示を受けること。

(2) 補助事業の執行に際しては、安芸広域市町村圏事務組合の契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ様式第4号による補助金変更申請書を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業者又は公共的団体等の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

(3) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(4) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 管理者は、前項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付決定の変更を承認し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者又は公共的団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者又は公共的団体等は、補助事業が完了したときは、速やかに様式第5号による補助事業実績報告書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収入及び支出に関する証拠書類の写し

(2) チラシ、写真等補助事業の内容がわかる資料

(補助金の支払)

第10条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、管理者が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前に部分払又は概算払することができる。

2 補助金交付決定を受けた補助事業者又は公共団体等は、前項ただし書の規定に基づき補助金の部分払又は概算払を受けようとするときは、様式第6号による補助金概算払請求書を管理者に提出しなければならない。

3 前金での概算払については、事業計画に基づく真に必要な額とし、前金による概算払額は交付決定額の1割を留保するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成 28 年 3 月 15 日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の地域づくり活動支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定をされる補助金について適用し、この要綱による改正前の地域づくり活動支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付の決定がされている補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 22 日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

区 分	内 容
補助対象者	1 補助事業者 2 公共的団体等
補助対象経費	報償費 賃金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び賃借料 委託費 その他管理者が特に必要と認める経費
補助金の額	1 団体につき補助対象経費の 50 万円を限度とする。 ただし、2 以上の市町村が連携し、実施する公共的団体等については、予算の範囲内で 100 万円を限度に定額で補助する。 なお、1 千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。